

※ 自社の状況とあわない部分は、見直し等をした上で、ご活用ください。

運行管理規程

制定 令和 年 月 日

実施 令和 年 月 日

一般貨物自動車運送事業

住 所

会社名

代表者

⑩

使 用 上 の 注 意

- ◎自社に適さない条項もしくは文言については、削除(横線を引く等)し、自社独自の規則等がある場合は、条項の追加をして下さい。
- ◎この規程に係る法令等の改正があった場合は、速やかに当該部分の改定を行ってください。
- ◎削除、加筆、訂正を行う場合は、関係法令に抵触しないようご注意ください。

目 次

総 則

第1条 目 的	1
第2条 管理者の選任等	1
第3条 補助者の選任等	1
第4条 運行管理の組織	1
第5条 運行管理者及び補助者の勤務時間等	1
第6条 運行管理者と補助者との関係	2

権限及び勤務

第7条 権 限	2
第8条 職 務	2

業務の処理基準

第9条 選任運転者以外の運転禁止	2
第10条 運転者の確保	2
第11条 運転者台帳	2
第12条 事故の記録	3
第13条 乗務員の服務規律の徹底	3
第14条 乗務員の指導監督	3
第15条 点呼の実施	4
第16条 乗務開始前点呼	4
第17条 乗務途中の点呼	5
第18条 乗務終了後点呼	6
第19条 点呼記録の保存	6

第20条	アルコール検知器の有効保持	6
第21条	過労防止の措置	6
第22条	乗務記録	7
第23条	運行記録計による記録	8
第24条	運行指示書による指示等	9
第25条	事故発生時の措置	9
第26条	事故防止対策	10
第27条	異常気象時の措置	10
第28条	講習	10
第29条	危険物等の輸送上の措置	11
第30条	保安基準緩和車両等の措置	11
第31条	運転者及び車両移動の弾力化に係る扱い方	12

附則及び別表

第32条	附則（実施の期日）	12
------	-----------	----

第1章 総 則

第1条（目 的） この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全確保及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対して行う指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

第2条（管理者の選任等） 管理者の選任は、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

2 選任した統括管理者及び管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。

3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出るものとする。

第3条（補助者の選任等） 管理者の補助者を選任する場合は、運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習（基礎講習）を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。

2 選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して周知徹底するものとする。

第4条（運行管理の組織） 運行管理の組織は、次のとおりとするものとする。

①管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理すること。

②管理者を同一営業所に2名以上配置する場合は、前号の業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を定め、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括すること。

③統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行すること。

④補助者は、管理者の指示により点呼を行うこと。

⑤営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立すること。

⑥管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めること。

⑦運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとする。

第5条（管理者及び補助者の勤務時間等） 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務して

いなければならないものとする。

第6条（管理者と補助者との関係） 管理者は、補助者に対し運行管理について適切な指導及び監督を行うものとする。

2 管理者は、補助者の行った運行管理業務の把握を行うとともに、処理した事項の責任を負うものとする。

3 管理者は、補助者に運行管理業務を指示する場合は、業務の内容及び実施方法等を明確に指示するものとする。

4 管理者は、補助者に点呼を行わせるときは、常に所在を明らかにしておくものとする。

5 補助者は、点呼を実施中に異状な事案が発生した場合は、速やかに管理者に連絡し、指示を受けるものとする。

第2章 権限及び職務

第7条（権 限） 統括管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。

2 管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

第8条（職 務） 管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

第3章 業務の処理基準

第9条（選任運転者以外の運転禁止） 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。

第10条（運転者の確保） 管理者は、安全運行を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

2 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

第11条（運転者台帳） 管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

①作成番号および作成年月日

②事業者の氏名又は名称

③運転者の氏名、生年月日及び住所

④雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日

⑤道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件

⑥事故（道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定により公安委員会から通知を受けた場合は、その概要

⑦運転者の健康状態

⑧本規程第14条第2項に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

⑨運転者台帳作成前6ヶ月以内に撮影した運転者の写真（単独、上三分身、無帽、正面、無背景）の貼付

2 運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3年間保存するものとする。

第12条（事故の記録） 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項を記録のうえ3年間保存し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。（事故とは、道路交通法第67条第2項及び自動車事故報告規則第2条の規定による事故をいう。）

①乗務員の氏名

②自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示

③事故の発生日時

④事故の発生場所

⑤事故の当事者（乗務員を除く）の氏名

⑥事故の概要

⑦事故の原因

⑧再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において3年間保存すること。

第13条（乗務員の服務規律の徹底） 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会あるごとに内容の徹底を図るものとする。

第14条（乗務員の指導監督） 管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止及び荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。
指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動

車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成１３年国土交通省告示 第１３６号）に従い実施するものとする。

この場合、その日時、場所及び内容、並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所において３年間保存すること。

- ２ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢（６５歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号（入院１４日以上、医師の治療期間が３０日以上 of 傷害等）、第３号（入院１４日以上 of 傷害等）又は第４号（医師の治療期間が１１日以上 of 傷害等）に定めるものをいう。）
- ３ 管理者は乗務員に対して、非常信号用具および消火器の取扱いについて適切な指導をするものとする。

第１５条（点呼の実施） 管理者は、品位と規律を保ち、本規程第１６条及び第１７条並びに第１８条の規定により厳正な点呼を行うものとする。

- ２ 酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うものとする。
- ３ 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。
- ４ 管理者は、当日の乗務開始前及び乗務終了後の点呼のいずれも営業所において対面または対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通省が定める方法で行うことができない乗務を行う場合、乗務開始前及び乗務終了後の点呼に加え、中間点呼を行い、酒気帯びの有無の確認及び健康状態について報告をさせ、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならないものとする。
- ５ 前項の乗務を行う場合は、運行指示書を作成し、これに基づき運転者に運行の経路、安全上の注意箇所、休憩地点・時間等について指示するとともに当該運行指示書を携行させなければならないものとする。

第１６条（乗務開始前点呼） 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、運行の安全を確保するため、次の各号により対面または対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通省が定める方法で乗務開始前の点呼※を行うものとする。

（※運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）

- ①原則として、個人別に行うこと。
- ②出発の１０分程度前までに行うこと。
- ③営業所の定められた場所で行うこと。
- ④日常点検の結果に基づく運行可否の確認をすること。
- ⑤酒気帯びの有無を確認すること。
- ⑥運転者からその日の身心状況を聴取し、並びに持病、疲労、睡眠不足等の状況、その他

安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装等を観察して乗務の適否を決定すること。

- ⑦酒気帯びが確認され又は健康状態が運転に不適切と認められ、若しくはその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと。
- ⑧運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして運行の安全に必要な指示及び注意を行うこと。
- ⑨運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、乗務記録・運行指示書・運行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと。
- ⑩その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うものとする。

- ①点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- ②点呼日時
- ③点呼の方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 対面でない場合は具体的方法
- ④酒気帯びの有無
- ⑤運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑥乗務する車両の登録番号又は識別できる記号番号等（社内呼び記号等）
- ⑦日常点検の結果に基づく運行可否の状況
- ⑧指示事項
- ⑨その他必要な事項

第17条（中間点呼） 管理者は、本規程第15条第4項の規定により中間点呼を行った場合は、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うものとする。

- ①点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
- ②点呼日時
- ③点呼方法
 - イ アルコール検知器の使用の有無
 - ロ 具体的方法
- ④酒気帯びの有無
- ⑤運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ⑥乗務する車両の登録番号又は識別できる記号番号等（社内呼び記号等）

⑦指示事項

⑧その他必要な事項

第18条（乗務終了後点呼） 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により対面または対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通省が定める方法で乗務終了後の点呼*を行うものとする。（※運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）

①帰着後、速やかに行うこと。

②営業所の定められた場所で行うこと。

③酒気帯びの有無を確認すること。

④車両、道路及び運行の状況について報告を受けること。

⑤安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。

⑥乗務記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること。

⑦原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと。

⑧他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること。

2 管理者は、点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うものとする。

①点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

②点呼日時

③乗務する車両の登録番号又は識別できる記号番号等（社内呼び記号等）

④点呼の方法

イ アルコール検知器の使用の有無

ロ 対面でない場合は具体的方法

⑤車両、道路及び運行の状況

⑥交替運転者に対する通告

⑦酒気帯びの有無

⑧その他必要な事項

3 管理者は、乗務終了後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上司に報告して確実に処理するものとする。

第19条（点呼記録の保存） 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から1年間保存しておくものとする。

第20条（アルコール検知器の有効保持） 管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持するものとする。

第21条（過労防止の措置） 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成13年国土交通省告示第1365号）に適合するものでなければならないものとする。

2 管理者は、乗務員の休憩、又は睡眠に必要な施設を適切に管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。

3 管理者は、酒気を帯びている乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。

4 管理者は、疾病、疲労、覚せい剤等の薬物の服用、異常な感情の高ぶり及び睡眠不足等により

安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。

5 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。

なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。

6 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。

7 特別貨物積合せ運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を作成し、当該基準の遵守について指導監督を行うものとする。

①主な地点間の運転時間及び平均速度

②休憩又は睡眠をする地点及び時間

③交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間

8 運転者が「一の運行」における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は144時間を超えないものとする。

第22条（乗務記録） 管理者は、乗務前点呼の際に運転者に対して、乗務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、③から⑤については、乗務基準どおりに運行した旨を記入すればよいものとする。

①運転者の氏名

- ②乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
- ③乗務の開始及び終了の地点並びにそれらの日時、主な経過地点及び乗務した距離
- ④運転を交替した場合は、その地点及び日時
- ⑤休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時
- ⑥貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台への積付け状況等※

（※車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上の車両）

- ⑦次に掲げる事項は全ての車両を対象に「業務記録」として記録しなければならない。

イ．貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台への積付け状況等

ロ．荷主の都合により集荷又は配達を行った地点（以下「集荷地点等」という）で待機時間※が３０分以上※にあつては、次に掲げる事項

※待機時間：積卸地点到着から発車までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、付帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間をいう。

※３０分以上：３０分未満の省略可

- ①集荷地点等
- ②集荷地点等への到着した日時を荷主から指定された場合にあつては当該日時
- ③集荷地点等に到着した日時
- ④集荷地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業等」という。）の開始及び終了の日時
- ⑤集荷地点等で、貨物の荷造り、仕分けその他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という）を実施した場合にあつては、附帯業務の開始及び終了の日時
- ⑥集荷地点等から出発した日時
- ハ．集荷地点等で、荷役作業又は附帯作業（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主と契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあつては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあつては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあつては、①及び②に掲げる事項を除く。）
 - ①集荷地点等
 - ②荷役作業等の開始及び終了の日時
 - ③荷役作業等の内容
 - ④①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあつては、荷主の確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあつては、その旨
- ⑦道路交通法第６７条第２項に規定する交通事故及び自動車事故報告規則第２条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
- ⑧運行途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示内容
- ⑨その他記録するよう指示した事項

- ２ 管理者は、前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し

必要な指導を行うものとする。

- 3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容(日時・場所・指示者名等)を乗務記録に記録させるものとする。
- 4 管理者は、乗務記録を運転者ごとに整理し、記録の日から1年間保存しておくものとする。

第23条（運行記録計による記録） 管理者は、安全規則第9条の規定により、運行記録計を備えた車両に運転者が乗務する場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録媒体（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際に記録した用紙を提出させるものとする。

- 2 管理者は、記録内容を検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については、当該運転者に対して事情を聴取し、注意を与える等指導監督を行うものとする。
- 3 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。
- 4 記録の保存は次の事項を明らかにしなければならない。（道路交通法施行規則第9条）
 - イ) 記録が行われた年月日
 - ロ) 記録に係る自動車の登録番号
 - ハ) 記録に係る運転者の氏名
 - ニ) 記録に係る主たる運転区間又は運転区域
- 5 管理者は、運行を記録した日から1年間保存しておくものとする。

第24条（運行指示書による指示等） 管理者は、本規程第16条（中間点呼）に該当する業務を含む運行を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。

- ①運行の開始及び終了の地点及び日時
 - ②乗務員の氏名
 - ③運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - ④運行に際して注意を要する箇所の位置
 - ⑤乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - ⑥乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - ⑦その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載しこれにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を

行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させるものとする。また、指示を行った日時及び運行管理者の氏名についても運行指示書及び写しに記載するものとする。

- 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、車両の運転者に安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切に指示を行うものとする。
- 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存するものとする

第25条（事故発生時の措置） 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。

- ①負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
 - ②事故の拡大防止の措置を講ずること。
 - ③警察官に報告し、指示を受けること。
 - ④管理者に緊急連絡し、指示を受けること。
- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。
 - ①直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること。
 - ②軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。
 - ③できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。
 - ④現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なきときは、その措置を講ずること。
 - ⑤貨物の保全を期すること。
 - ⑥重大な事故のときは直ちに上司に報告し、その措置について指示を受けること。
 - ⑧関係者と折衝し、以降の処置について対策を講ずること。
 - 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。
 - 4 管理者は、事故発生都度、自動車事故報告規則第2条の事故に該当する場合は30日以内に事故報告を行うものとする。又、同報告規則第4条の事故に該当する場合は24時間以内においてできる限り速やかに事故速報を電話等により運輸監理部長又は運輸支局長に対して行うこと。

第26条（事故防止対策） 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- ①事故（軽微な事故を含む。）については、その内容、原因等を記録して資料（カラー写真等）を整理しておくこと。
- ②道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立すること。

- ③管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講ずること。

第27条（異常気象時の措置） 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- ①降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するため、別に定める措置要領の規定内容を乗務員に徹底しておくこと。
- ②気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。
- ③ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。
- ④運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。
- ⑤雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に冬用のタイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないか確認すること。また、タイヤチェーン携行も必要に応じて行うこと。

第28条（講習） 管理者は、2年毎に基礎講習又は一般講習（新たに選任された管理者であつて、基礎講習を受講していない場合は、基礎講習）を受講するものとする。

2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の習得に努めなければならないものとする。

- ①車両の運転に関すること。
- ②車両の構造・装置及び取扱い等に関すること。
- ③貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
- ④積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
- ⑤運転者の健康管理に関すること。
- ⑥事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
- ⑦道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
- ⑧運行計画作成の知識、技能に関すること。
- ⑨気象情報に関すること。
- ⑩非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
- ⑪運転者の運転適性診断に関すること。
- ⑫道路交通関係の法令に関すること。
- ⑬自動車損害賠償保険に関すること。
- ⑭その他必要な知識（関係法令等）

第29条（危険物等の輸送上の措置） 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により事故防止の措置を講ずるものとする。

- ①乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- ②配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること。

第30条（保安基準緩和車両等の運行上の措置） 管理者は、保安基準緩和認定車両、制限外許可車両及び限度超過車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

- ①運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の特殊車両運行許可等の許可を受けること
 - ②前号の許可を受けた車両を運行する場合は、当該許可証を運転者に携行させるとともに、運行経路、運行時間、制限速度及び許可の際に付された条件等を指示すること。
 - ③運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。
- 2 管理者は、運転者に対し前項第1号の許可の際に付された条件に違反して運行することがないように指導及び監督を行うものとする。

第31条（運転者及び車両移動の弾力化に係る扱い方） 一般貨物自動車運送事業者が、一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者または事業用自動車を移送させることを弾力化[※]という。（※以下の・は基本ルール。）

- ・当該事業用自動車（以下「移動車両」という。）は移動元営業所に配置されているものとし、増減車に係る事業計画の変更届出及び道路運送車両法に基づく変更登録に申請手続きは不要とする。
- ・移動先営業所が不利益処分等で事業計画の拡大が出来ない期間においては、弾力化を行うことはできないものとする。

「運行管理」は原則、移動元営業所で行い責任^{※1}を負うこととする。ただし、運行管理業務の履行補助(点呼等)^{※2}に関しては移動先でも行うことを認める。

※1：移動先営業所の状況を移動元営業所が常態的に共有し対応する。

※2：履行補助を行った場合は、電話点呼扱いとなる為、必要に応じて中間点呼の実施と運行指示書発行を行うこと。

- ①移動を実施する場合は30日以内を「一定期間」とし、30日を超える連続適用は認めない。また120日間を年間上限とし、車両毎(単数)運転者毎に適用される。
- ②同時に同一営業所から移動する運転者[※]及び車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数及び配置車両数のそれぞれ5割を超えないこと。（※運転者を兼務選任している場合は除く）
- ③移動元営業所から移動した運転者及び移動車両に係る必要な情報[※]は、移動時に移動先

営業所と共有すること。(※運転者台帳、指導及び監督に関する記録、健康状態に関する記録、点呼に関する記録、業務の記録、運行記録計による記録、自動車検査証記録事項、点検整備記録、日常点検記録)

- ④移動期間及び移動車両を特定する情報(自動車登録番号)は関係する営業所において直近1年間保管すること。

第4章 附則及び別表等

第32条(附 則) 本規程は、令和 年 月 日から実施する。